

国際会計基準審議会 御中

2007年5月21日

ディスカッション・ペーパー「公正価値測定」に対するコメント（仮訳）

我々は、ディスカッション・ペーパー「公正価値測定」に対するコメントの機会を歓迎する。以下の見解は、企業会計基準委員会（ASBJ）の中に設けられた国際対応専門委員会のものである。

1. 総論

1. 我々は、国際財務報告基準（IFRS）に広く分散している既存のガイダンスを体系化し、明瞭化し、簡素化するため、IFRS が要求する全ての公正価値測定に関して、一つのガイダンス（single source of guidance）の制定を目指すという、IASB の公正価値プロジェクトの目的を支持する。
2. もっとも、公正価値測定のガイダンスに関する今後の検討においては、特に以下の点が考慮されることが必要と考える。
 - (a) 公正価値測定プロジェクトは財務報告における公正価値の使用を拡大させるための手段ではないという、ディスカッション・ペーパー（DP）に反映された IASB の考え方を、強く支持する。この考え方は、今後の検討プロセスにおいても堅持されるべきと考える。
 - (b) 公正価値測定のガイダンスについて十分な検討を行うためには、公正価値により何を測定すべきかという点や、公正価値の変動を財務諸表上どのように扱うべきかという点も合わせて同ガイダンス制定前に検討することが望ましい。このうち前者の点との関係では、概念フレームワーク・プロジェクトにおける、公正価値を測定属性として選択すべき場合や財務諸表の目的に関する検討も踏まえながら、測定ガイダンスの検討をすべきである。
 - (c) 現在 IFRS で公正価値による測定が求められているケースには、出口価格ではなく入口価格を用いるべき場合もあると考える（例えば、当初認識時や企業結合時に公正価値が用いられるケース。論点 2 の Q3～Q5 に対するコメント参照。）。仮に公正価値を出口価格と定義する場合は、DP を基に出口価格を使用する場合に限定した測定ガイダンスを作成し、入口価格に関する測定ガイダンスは別途検討すべきである。
3. 以下の 2. では、IASB における今後の検討の参考となることを期待して、主な質問項

目についてコメントをしている。

2. 各論（主な質問項目別コメント）

論点 1：SFAS 第 157 号及び現行の IFRS における公正価値測定に関するガイダンス

- Q1 IFRS にすべての公正価値測定に関する単一のガイダンスを定めることで、公正価値を測定する場合の複雑さが軽減し、首尾一貫性が向上すると思いますか。向上する、しないを述べ、その理由についても説明してください。
- Q2 SFAS 第 157 号の条項より優れていると考える公正価値測定ガイダンスが IFRS に存在しますか。存在する場合には説明してください。

論点 12：適用ガイダンス

- Q25 SFAS 第 157 号の付録 A 及び B のガイダンスは、IFRS の下で適用されるとした場合でも、基準の原則及び規定を十分に説明していると思いますか。十分ではないと思う場合には、どのような追加のガイダンスが必要になるとと思いますか、その理由についても説明してください。

4. 我々は、すべての公正価値測定に関する単一のガイダンスを IFRS に定めることにより、公正価値を測定する場合の複雑さが軽減し、首尾一貫性が向上する可能性があることに同意する。
5. もっとも、公正価値測定に関する単一のガイダンスを SFAS 第 157 号「公正価値測定」をベースとして定めた場合でも、現行の IFRS に含まれている公正価値測定に関するガイダンスの一部は引続き有用と考える。
6. 特に、公正価値が用いられるケースには、活発な市場がない場合における取引であっても、活発な市場の存在を想定した測定値によることが今後も含まれるのであれば、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」にある活発な市場がない金融商品の公正価値を評価技法を用いて測定する場合のガイダンス（par. AG77～AG79、後述）などは、ある程度の企業間の比較可能性を確保しつつ、過大なコストをかけずに、公正価値測定目的の達成に資すると考えられることから、今後も残しておくことが望ましい。
7. 幅広い商品について流動性の高い市場が存在する米国市場で基本的に利用される米国基準では、上記のようなガイダンスの必要性は低いと考えられるのかもしれない。しかしながら、米国市場以外の市場では、流動性が高い市場が存在しない商品も少なくないと考えられるため、米国以外の国々でも幅広く利用されることが想定されている IFRS では、活発な市場がない商品の公正価値を評価技法を用いて測定する場合のガイダンスが盛り込まれていることが望ましい。

(参考) IAS 第 39 号の付録 A [適用指針] からの抜粋 (下線は ASBJ スタッフが加筆)

AG77. 金融資産の当初の取得若しくは創出又は金融負債の発生は、当該金融商品の公正価値の見積りの基礎を提供する市場取引である。特に、金融商品が負債金融商品（貸付金など）である場合、その公正価値は、取得又は創出の日に存在していた市場の状況、及び現在の経済状況又は類似した負債証券（すなわち、残存期間、キャッシュフローのパターン、通貨、信用リスク、担保及び金利ベースが類似しているもの）に企業若しくは他の者が課している利率を参照することによって、算定できる。これに代えて、負債金融商品の創出後において債務者の信用リスクに変化がない場合には、現在の市場金利の見積りは、基礎となる負債金融商品よりも高い信用度を反映したベンチマーク金利を用い、信用スプレッドを一定として、創出日からのベンチマーク金利の変動を調整することによって、算出してもよい。直近の市場取引以降に状況が変化している場合には、評価対象である金融商品の公正価値の対応する変動は、類似した金融商品の現在の価格又はレート（評価対象である金融商品との相違を必要に応じて調整した後）を参照して、算定される。

AG78. 各測定日において同一の情報が利用できないこともある。例えば、企業が貸付を行うか又は活発な市場取引のない負債証券を取得した日においては、市場価格でもある取引価格を企業は有している。しかし、次の測定日においては、新たな取引の情報が利用可能でないかもしれず、市場金利の一般的水準は決定できるとしても、その日現在で市場参加者が当該金融商品の価格設定をする際に考慮するであろう信用リスクその他のリスクの水準を企業が知らないこともある。現在価値の計算のための割引率を決定するために使用すべき、基礎金利からの適切な信用スプレッドを決定するための、最近の取引からの情報を有していないこともある。反対の証拠がない場合には、貸付を行った日に存在していたスプレッドに何の変化も生じていないものと仮定するのが合理的であろう。しかし、このような要因に変化が生じているという証拠があるかどうかを判定するために、企業は合理的な努力を払うことが期待される。変化の証拠がある場合には、企業は、金融商品の公正価値を算定する際にその変化の影響を考慮する。

AG79. 割引キャッシュフロー分析を適用するに当たっては、企業は、ほぼ同一の条件及び特性（当該金融商品の信用度、契約金利が固定されている残存期間、元本返済までの残存期間及び支払が行われる通貨）を有する金融商品についての現在の利回りに等しい一つ又は複数の割引率を用いる。表面金利のない短期の債権債務は、割引の影響に重要性がない場合には、請求金額で測定してよい。

論点 2：SFAS 第 157 号と IFRS に盛り込まれている公正価値の定義の相違点**論点 2A：出口価格測定の目的**

- Q3 資産を保有する、または負債を負っている市場参加者の観点から公正価値は出口価格として定義すべきであるという考えに同意しますか。同意する、しないを述べ、その理由についても説明してください。
- Q4 入口価格は企業に流入する、または企業から流出する経済的利益の流れについての現在の市場の期待値を反映するものであると考えますか。考える、考えない場合にも、その理由についても説明してください。さらに、取引費用を除外すると、入口価格と出口価格は、市場が異なる場合のみに異なることになるという考えに同意しますか。あなたの見解の根拠について説明してください。
- Q5 「公正価値」という用語を止めて、「現在出口価格」または「現在入口価格」などの、それぞれの状況における測定の属性をより緊密に表わす用語に置き換えるというのは、望ましいと考えますか。あなたの見解の根拠について説明してください。

8. 現行の IFRS では幅広い項目が公正価値測定の対象となっていることを踏まえると、公正価値の定義を出口価格のみに限定すべきではないと考える。仮に公正価値を出口価格として定義する場合には、現行 IFRS の下で出口価格以外の測定属性（入口価格等）で測定されている項目¹については、必要に応じて、公正価値以外の測定属性により測定する扱いとすることが必要である。
9. 例えば、ある金融商品について、購買市場と売却市場が区別されず、1つの活発な市場で売買が行われる場合は、通常、入口価格と出口価格の違いは小さく、取引費用を除外すると両者は同じになると考えられる。この場合は、入口価格の代わりに出口価格を当初測定時の公正価値としても、大きな影響はないであろう。
10. 他方、ある商品について、ホールセール市場から購入してリテール市場で売却する場合のように、購買市場と売却市場が区別される場合は、入口価格と出口価格の違いは取引費用の違いのみではなく、両者の違いが大きくなる可能性がある。さらに、活発な市場が存在せず、自らの努力で見つけた相手から購入し、自らの努力で見つけた相手にしか売却できない取引も少なくない。これらの場合、測定目的に応じて、入口価格と出口価格を使い分けることが望ましいと考えられる。例えば、資産の当初測定時の公正価値として取引価格を用いる場合、それは投資の成果を測定するという観点からは、同資産を購入した際の入口価格を用いて測定すべきであろう。加えて、企業結合時の測定でも、同様の観点から、入口価格を用いるべきであろう。

¹ 例えば、IAS 第 39 号 (par. AG64) では、当初測定時における金融商品の公正価値は、通常、取引価格（すなわち入口価格）であるとされている。

11. 現行 IFRS の下では、公正価値という用語が様々な意味で使われていることを踏まえると、公正価値という用語を止めて、現在出口価格や現在入口価格といった測定属性の実態をよりよく表す用語に置き換えることが、ユーザーにとってより有益な情報を提供する可能性があると考えられる。

論点 2C：負債の移転対負債の決済

- Q9 負債の公正価値は、市場参加者に負債を移転する場合に支払われることになる対価を基にすべきであるという考えに同意しますか。同意する、同意しないを述べ、その理由についても説明してください。

論点 6：負債の評価

- Q16 負債の公正価値を測定するときに、信用リスクを含む不履行リスクを考慮すべきであるという考えに同意しますか。同意しない場合には、その理由も説明してください。

12. 負債の公正価値の定義や測定方法に関する質問 (Q9、Q16) について検討するにあたり、負債には一般に活発な市場がなく、容易には第三者に移転できないケースが現状多いため、負債を公正価値により測定すべき場合は、デリバティブ負債を公正価値で認識する場合や、金融負債の公正価値を開示する場合など、本来、非常に限られるべきと考えている点を明確にしておきたい。以下の公正価値の定義や測定方法のあり方に関するコメントは、負債を公正価値で測定する非常に限られたケースを想定しており、公正価値により測定する負債の範囲が拡大されることを想定したものではない。
13. Q9 に関しては、公正価値により負債を測定する場合には、仮に負債を移転する場合に支払われることになる対価を基に測定することが考え得るものの、前述のとおり、一般に負債には活発な市場が存在せず、容易には第三者に移転できないため、実際にはこうした場合は非常に限られるべきと考えられる。
14. また、SFAS 第 157 号 (par.15) では、負債の公正価値測定的前提として、負債に関連する不履行リスクは、その移転の前後で同一であることが仮定されているが、実際に活発な市場が存在しない負債を移転する場合は、報告企業と債権者との間で負債を決済する場合とは異なり、報告企業の負債を引受ける第三者の信用力に応じて対価が変わってくる可能性がある点に留意する必要があると思われる。更に、負債を肩代わりしてくれる第三者を探すための取引コストも考慮すると、第三者への負債の移転が容易に可能な割引率は、実質的ディフィーゼンスや、最も信用力の高い第三者によっても肩代わりが容易に活用できるリスクフリー・レートになると考えられる。

15. Q16 に関しては、負債を公正価値で測定する場合における報告企業の信用リスクの扱い方についての考え方は、公正価値をどのように定義すべきか、特に、資産と負債とで公正価値の定義は同じであるべきか、といった問題についてどのように考えるかによって、変わってくると考えられる。
16. 仮に資産と負債の公正価値の定義は同じとすべきと考えるならば、負債の公正価値にも信用リスクを反映させることになるだろう。しかしながら、こうした公正価値により負債を測定すべき場合は、前述のとおり非常に限られると考える。
17. なお、本 DP の検討対象では必ずしもないが、(a)負債には一般に活発な市場がなく、容易には第三者に移転できないケースが多いことや、(b)負債の再測定に公正価値を用いた場合には、報告企業の信用リスクの増大に伴い利益や純資産が増加するため、財務諸表利用者の誤解を招く可能性があることを踏まえると、前述のような限られたケース以外では、負債を公正価値により測定することが、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供することにはならないと考える。

論点 3：当初認識時点の取引価格と公正価値

Q11 測定値が取引価格と異なる場合でも、当初認識における公正価値として、市場では観察されることのない入力数値を盛り込んでいる測定値を用いた場合、それは適切であると考えますか。観察可能な市場の入力数値のみを基にした公正価値測定値が存在しない場合には、潜在的にデイ・ワン損益は繰延となるが、取引価格が当初認識時点の公正価値であると推定すべきですか。あなたの見解とその理由を説明してください。

18. 論点 2A に関するコメントで述べたように、当初認識時の公正価値としては、投資の成果を測定する観点から、原則として、知識のある自発的な第三者との間で成立した取引価格を用いるべきである。こうした取引価格は、IFRS の公正価値の定義とも整合的と考えられる。
19. このため、当初認識時に取引価格ではなくモデルにより見積もられた公正価値を用いることになるのは、取引価格が知識のある自発的な第三者との間で成立した価格を表していないと考えられる例外的なケースであると考ええる。
20. さらに、当初認識時におけるある商品の会計処理は、期末における当該商品の会計処理の違いも考慮して判断すべきと考える。すなわち、(a)他の会計基準において、期末に公正価値により再測定され、公正価値の変動が損益として認識される商品（例えばデリバティブ）の場合で、(b)市場で観察される入力数値により当該商品の公正価値が

測定されるときは、期末時点の会計処理に合わせて、当初認識時の取引価格と公正価値の差をデイ・ワン損益として認識すべきと考えられる。

21. (a) 期末に公正価値の変動が損益として認識され、かつ、(b) 市場で観察されない入力数値により公正価値が測定される商品については、期末時点の会計処理にあわせれば当初認識時にデイ・ワン損益を認識することが考えられる。しかしながら、こうした場合については、市場で観察されない入力数値により測定される公正価値が利用者にとって有用な情報を提供するののかという点も考慮して、期末に公正価値により再測定する意義を再考すべきと考える。
22. なお、期末に公正価値により再測定されない（取得原価等を測定値とし、公正価値の変動を損益として認識しない。）商品の場合は、投資の成果を測定する観点からは、デイ・ワン損益を測定しても当初認識時点では繰り延べることになる。このような場合は、むしろ、当初認識時には取引価格を用いるべきと考えられる。この点は、収益認識プロジェクトにおける契約発生時収益（selling revenue）の認識のあり方の議論との関連でも、検討されるべきである。

我々は、今後開催される予定の円卓会議に参加し、公正価値測定に関する公開草案の作成に向けた検討に貢献できることを楽しみにしている。

西川 郁生

国際対応専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 委員長